

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第81回）議事録

第1 開催日時及び場所 平成29年9月29日（金）13時57分～15時12分
於・総務省 第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

川瀬 昇（部会長代理）、大谷 和子、佐藤 治正、三友 仁志、山下 東子、
吉田 裕美子

第3 出席した関係職員等

渡辺総合通信基盤局長、古市電気通信事業部長、
小笠原総合通信基盤局総務課長、竹村事業政策課長、藤野料金サービス課長、
大塚料金サービス課企画官、大磯料金サービス課課長補佐、
竹中料金サービス課課長補佐

第4 議題

（1） 詮問事項

- ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正（第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保等のための接続ルールの整備）について【諮問第3096号】
- イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款及び料金の変更の認可について【諮問第3097号】
- ウ 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス交付金制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3098号】

（2） 報告事項

- ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成28年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について

開　　会

○川濱部会長代理　　ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第81回を開催いたします。本日は、新美部会長が校務で欠席のため、私、川濱が議事を進めさせていただきます。

本日、部会には、委員8名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

議　　題

(1) 諒問事項

ア　電気通信事業法施行規則等の一部改正（第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保等のための接続ルールの整備）について【諒問第3096号】

○川濱部会長代理　　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、諒問事項3件及び報告事項1件でございます。まず、諒問事項3096号、電気通信事業法施行規則等の一部改正（第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保等のための接続ルールの整備）について、総務省から説明をお願いいたします。

○藤野料金サービス課長　　料金サービス課の藤野でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元の資料81-1に基づきまして、諒問第3096号の件についてご説明させていただきたいと思います。

こちらは省令及び告示の改正といった内容でございますけれども、表紙の後、諒問書がございまして、その後、パワーポイントの資料で、ご説明させていただこうと思います。

こちらの資料は最初にページが2と記載がありますが、そのページでご覧いただきますと、3ページ目です。表紙の次のページをご覧いただきたいと思います。

今般の省令改正等について、至った経緯をご説明してございます。2つ目の丸がございますけれども、当審議会、それから情報通信審議会からいただいた答申において検証、検討を求められていた事項がございました。昨年11月の当審議会の答申においては、NTT東日本・西日本のNGNのアンバンドルの検証についてご要望いただ

いてございました。それから、情報通信審議会、こちらはPSTNマイグレーションの一次答申でございますけれども、こちらではスタックテストの見直し等についてご要望いただきてございました。それから、今年の春の当審議会の接続約款の変更の認可の答申におきましては、NGNのネットワーク管理方針、あるいは接続料の算定方法についての検討のご要望をいただきてございました。

次の4ページをご覧いただきたいと思いますけれども、総務省において研究会を開催する等の検討を行った結果の制度見直しについて、今回諮問させていただきてございますけれども、こちらに改正の概要を書いてございます。まず1点目が、第一種指定電気通信設備の指定に関する規定の明確化でございます。それから、2点目が、第一種指定電気通信設備の接続料の設定方法に関する見直しがございます。3点目で、接続約款記載事項の見直しというものがございます。この大きな3点につきまして、それぞれご説明させていただきたいと思います。

6ページ目をご覧いただきたいと思います。NTT東日本・西日本のいわゆる不可欠設備について接続ルールの対象としてございますが、これを第一種指定電気通信設備と呼んでございます。今回、こちらの規定について、NGNに関する見直し等を行ってございますけれども、結論から言いますと、実質的な範囲は現時点ではございませんけれども、平成13年当時の古い規定がいろいろございましたので、こちらの整理を行ってございます。

ご説明させていただきますと、表の②でございますが、端末系交換設備のところで、一部のDSL用設備について第一種指定電気通信設備から除いて規定するというものがございましたが、実際にNTT東日本・西日本の設備が使われた実績もございませんので、今回の整理であわせて、DSL関係の設備を第一種指定電気通信設備から除いてございます。それから、同じ表の④とございます中継ルータのところですけれども、ここは規定ぶりの整備ということでございまして、平成13年当時の地域IP網を前提にした書きぶりを、現在のNGNに即したような書き方に直してございます。それから、⑦でございますけれども、中継系伝送路設備につきまして、平成13年当時、NTT東日本・西日本の活用業務というのはございませんでしたので、県間伝送路がないことを前提に規定してございましたが、今般、改めて、県内通信を行うものについてのみ指定を行うという規定の整備を行ってございます。⑨でございますが、NGNに関するさまざまな付随設備について、第一種指定電気通信設備に当たるということを明示するという整理を行いました。

次に、7ページをご覧いただきたいと思います。第一種指定電気通信設備は、単位

指定区域と呼んでございますけれども、実際には都道府県を基本としたエリアごとに加入者回線のシェアが2分の1を超える事業者の設備を指定してございます。これを都道府県単位としているのは、平成8年当時において県内に終始する通信が8割であるということが注目されたという経緯があるのですが、これについて改めて検証を行いました。7ページ右側をご覧いただきますと、どの地域においてもやはり県内通信が多いということで、この考え方を維持することとしましたが、関東と近畿におきましては、県内通信の割合が下がっており、半分ぐらいになっています。地域内の通信であれば、おおむね7割、あるいは8割といった比率となっているということで、関東と近畿については広域についても参考ということでございますが、シェアを見てございます。7ページ左側をご覧いただきますと、各都道府県について2分の1を超えるシェアを持っているのは、東日本であればNTT東日本、西日本であればNTT西日本ということで、両者の設備について第一種指定電気通信設備としてございます。

それから、8ページをご覧いただきたいと思います。2つ目の事項として、接続料の算定方法に関する見直しでございます。

NGN関係機能とございますが、これは接続料の単位を機能というふうに法令上呼んでいるわけですけれども、この機能の在り方について見直しを行いました。図をご覧いただきますと、左側が現行でございます。IGS接続機能、中継局接続機能、収容局接続機能と書いてございますが、各端末の近いところから各事業者への接続点までのところを垂直的統合して、それから、費用の配賦において傾斜配分を行うといった形でこの機能を設定してございましたが、今般、これについての見直しを右側のように行ってございます。これは異なる事業者が同じ設備を同じように利用した場合に、コストの負担についても同じようにしましょうということで、例えば、下のほうからご覧いただきますと、収容ルータのところは端末系ルータ交換機能という形で整理しました。それから一番上のエッジルータのところは、やはりエッジルータ交換機能ということで、違う事業者が使う場合においても、同じように費用の配賦を行うという形にいたしました。

9ページ、10ページをご覧いただきますが、こちらが具体的な制度において、どういうことになったかでございますけれども、新設する機能ができてございます。先ほどご覧いただいた図の下から上にかけての機能が、1番から5番にかけておおむね対応してございますけれども、端末系ルータ交換機能、エッジルータ交換機能、音声パケット変換機能、一般中継系ルータ交換伝送機能、SIPサーバ機能を新たに設けることとしてございます。

10ページをご覧いただきますと、それに対して廃止する機能でございます。垂直統合的に平成20年において作っておりました機能4つをここで廃止するとしてございます。それが6番から9番でございます。また、今回の見直しに合わせて、10番、一番下の機能についても廃止を行おうと考えてございます。こちらは電話の関係でございますけれども、D70交換機に接続する際のインターフェースを変換するための機能というものでございますけれども、実際には、こういった設備は現在もうないため、ほかの事業者が使うこともないということで、これまで認可の際には、省令上はこのような義務を課しているわけですけれども、この接続料を立てないでいいという許可を与えることで運用してございました。今回、この機能について省令上においても機能の廃止という形で、実態に合わせようということでございます。

それから、11ページをご覧いただきたいと思います。こちらも接続料の設定方法に関する見直しの関係でございますが、いわゆるスタックテストと呼んでいるもので、接続料と小売料金を比較して、競争上の不当競争を引き起こす懸念がないかについて検証を行ってございますが、これについての見直しでございます。

具体的にはこの枠の中で囲ってございますけれども、接続料の設定に際しては、利用者料金との関係で不当競争性を判断すると。その場合には、2つ目のポツでございますけれども、第一種指定電気通信設備だけではなくて、これと一体的に利用されるような県間通信用設備の接続料も含めて、スタックテストにおける検証を行うということを省令上規定してございます。それから、3つ目のポツでございますけれども、利用者料金が非常に低いということによって不当競争性が疑われる、価格圧迫のおそれがある場合もございますので、こういった利用者料金に起因するようなケース等においては、接続料はこの省令の規定に則した形で、適正原価・適正利潤の範囲内で、最低水準に設定すればいいんだという規定も設けてございます。これに関しましては、スタックテストの判定の詳細な方法について、現在、ガイドラインがございますけれども、こちらについても見直しを行って、別途指針を策定する予定でございます。

それから、次のページをご覧いただきたいと思います。接続料以外の接続条件について、接続約款記載事項を省令で規定することになってございますけれども、こちらの見直しについてでございます。4点書いてございますが、12ページ一番上の①をご覧いただきたいと思います。NGNの第一種指定電気通信設備で接続する場合には、県間通信用設備、これは現在第一種指定電気通信設備になってございませんが、こちらと接続することが不可避的に生じてしまうということで、県間通信設備の接続条件を接続約款に記載するという規定を今回設けてございます。具体的には、接続する際

の手続に関する事項、あるいはこれに関する標準的期間について接続約款に記載してくださいということで、県間通信設備の接続料以外の接続条件については接続約款記載事項としたものでございます。

それから、②でございます。こちらは13ページを先にご覧いただいたほうがいいかもしれませんけれども、インターネット接続事業者との接続を行う場合のトラヒック、要するにインターネット接続をするトラヒックが非常に伸びているというのが、このグラフからご覧いただけるかと思いますけれども、この中で、エッジルータの増設というのをISPがNTT東日本・西日本に対して求める場合があります。これに対して、NTT東日本・西日本においてすぐに増設できないという状況がある場合には、どういった場合に増設を行うかという基準等について接続約款に記載することを新たなルールとして設けることにいたしました。また12ページに戻っていただきたいと思いますけれども、②というのが、今、申し上げた事項でございます。

それから、3つ目、③と書いてある事項がございますけれども、これはコロケーションに関するものでございます。コロケーションというのは、接続に伴って、設備の持ち込みをNTT東日本・西日本の局舎等に行うといったものでございますけれども、このコロケーションが実際には困難な場合がございます。

14ページをご覧いただきたいと思います。表でランクA、B、C、Dとございますけれども、これは各局舎の空き状況についてのランクを表してございます。このうちのDランクというものが、空きがない状況で、数が多いわけではございませんけれども、そういった実態も生じているということでございます。

これについて、12ページに戻っていただきますけれども、実際にコロケーションができない場合に、その代替措置として、現在、NTT東日本・西日本が使っているところで空きをつくってコロケーションを行う、あるいはほかの事業者の装置に代わる装置を設置できるようにするといったいわゆる「バーチャルコロケーション」等の措置についてNTT東日本・西日本においてご検討いただいて、これを接続約款に記載していただくという制度整備を今般行うものでございます。

それから、一番最後、同じページの④をご覧いただきたいと思います。NGNでは、リアルタイムの高品質な音声の通信を行う、あるいは映像伝送を行うといった等の場合のために、優先的に流すパケットというものを設定して、これをほかのパケットに比べて優先的に伝送する機能を持ってございます。これについて、実際には優先パケットばかりになってしまふと優先パケットの意味がなくなってしまうので、ある程度、通信量についての規制を行わなければいけないということがございます。これについ

て、その基準、考え方についてNTT東日本・西日本でこの管理の方針というものを策定していただきて、接続約款の中に記載していただくことを今回の省令の中に設けてございます。

この新しく設けるネットワーク管理方針については、2つ目のポツでございますけれども、一定の内容についてはきっちり満たしてほしいということを省令上明確にしました。1つ目は、通信の秘密の確保に支障がないこと。それから、2つ目に、利用者あるいは電気通信事業者に対して不当な差別的取扱いを行わないこと、3つ目に、流れるコンテンツ等通信の内容によって、不当な差別的取扱いを行わないことといった条件を、省令上明示することにいたしました。これに関しましては、ネットワーク管理を行うに当たって、NTT東日本・西日本が接続事業者より情報の提供を受ける場合について、情報の範囲、それから、その場合の手続についても、この接続約款で明示していただくことといたしました。

以上が、今回の諮問に係るルールの見直しでございますけれども、16ページをご覧いただきたいと思います。今回、諮問させていただく事項のほかに、諮問対象外の事項もございますので、あわせて意見募集を総務省で行って、また、こちらの審議会においてご審議いただくという手続を考えてございます。

17ページをご覧いただきたいと思いますが、こちらが諮問対象外の事項でございます。NTT東日本・西日本で行われている情報開示について、どのような場合に、どういうふうに情報開示を行うかを定めた告示がございます。こちらに県間通信用設備の接続協議に関する事項、それから、光ファイバーへの移行に伴いメタル回線を撤去する際の計画について、4年前にその情報を開示してくださいと。これをDSLの事業者だけではなくて、直収電話等の事業者にも行ってくださいということを、告示上、明示しようと思ってございます。こういったものも含めて意見募集を行って、そして、こちらの審議会にも審議いただくという手順を踏んでまいりたいと考えてございます。よろしくお願ひいたします。

○川濱部会長代理　　ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○佐藤委員　　この接続料の算定に関する研究会で議論に参加させていただいたので、コメントさせていただきます。当研究会では、一つ一つ大事な議論を深めていくことができと思います。例えば、8ページの図でいうと、NGNでは競争事業者に対して、従来、どちらかというとバンドル型のサービスが提供されていました。バンドル型サービスは、リセールに近く、コストの中身が見えないとか、競争事業者が差別化を実

現できないという問題がありました。そこで接続型（アンバンドル型）にして、コストが明確になり、さらに機能を組み合わせができるようになると、競争事業者による新しい競争が生まれてくると思うので、こういう公正競争条件整備がきわめて大事だと考えます。

また、NGNに関する公正競争条件の整備ですが、当該研究会では小規模事業者のご意見をかなり多く聞かせていただいたのですが、当初NGNに大きな期待を持っていたのに、実際は使い勝手が悪く、新しい競争、新しいサービスが提供しにくいというネガティブなご意見も多く、やはり公正競争条件をきちんと整備していくことが大事と、改めて認識することになりました。当該研究会において、NGNを活用した新しい競争、新しいサービスがより多く生まれるように、今後ともフォローアップをきちんと実行していくよう、総務省に期待したいところです。

○藤野料金サービス課長 ありがとうございます。この省令に書かれる事項というのはかなり大枠的な事項が多いと思います。これ以外の細かな件、あるいは個別的な件というのは行政指導で対応することもございますけれども、引き続き、研究会のほうでご議論をいただきながら考えていく事項もあると思います。そういうことも含めて、制度を見直したのでこれで終わりだということではなくて、具体的な進展等についてよくフォローしていきたいと思います。よろしくお願ひします。

○川濱部会長代理 ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

○大谷委員 ありがとうございます。資料を拝見して、かなり大胆に議論を進めていますが、これがわかりまして、基本的にその内容については賛同するのですが、1点ほど意見と、それから、1つご質問をしたいと思います。

意見というか、7ページで、第一種指定電気通信設備の指定について、都道府県を単位指定区域とされているということで、そのシェアを各都道府県毎に示していただいているが、これを見ていくと、かなりばらつきがあるものの、参考資料として出していただいている地域内の通信の状況を見ておりますと、例えば、県内通信などがかなり低くなっている近畿圏や関東圏を見ておりましても、やはり経済活動が広域化していることに伴って、地域内での閉じた通信というのは、引き続き多い状態にあるというご説明もありましたので、今後、単位指定区域の見方を、現状においてはこのままで差し支えないとしても、将来的には実態的な経済活動の単位などに合わせて、見直していくことも必要になるのではないかという意見というよりは感想を抱きました。

それから、質問でございますけれども、私もNGNの機能についてはっきりと理解しているわけではないので、この機会にご説明いただければと思いますが、8ページで、これまで、例えばIGS接続機能しか使えないといった事業者がとても多かったと理解していますが、これを実際には機能単位で縦のものを横にしてみた場合に、IGSの機能というか、おそらく相当大容量の設備しか選択肢がなかったところが、少し細かい利用の接続がしやすくなるアンバンドル化されているという理解で見ればいいと思いますけれども、実際にこれによって、例えばIGS接続事業者というのが図に出てきますが、この方たちは、接続の選択肢がどのくらい幅広くなってくるのか、何かモデルケース的なものがありましたら教えていただきたいと思います。

以上です。

○藤野料金サービス課長 ありがとうございます。8ページの図の関係のところですけれども、IGS接続機能というのは、電話の接続を行っている方たちが使っているものですけれども、ですので、かなり大きな事業者が中心になってきていると思います。このIGS接続機能は、今あるPSTNから、音声からIPのパケットに変換する形で接続する場合に使うものなので、PSTNがこれからなくなっていくことで、これはIP網同士の直接接続の形態に変わっていくのだと思います。そういう形のためのメニューというのも今回ご用意してございますけれども、これまで小規模な事業者がなかなか接続できないという問題は、音声というよりはむしろISPの方々、インターネット接続サービスを行う方々の問題意識として提示されたと思います。これに関しては、今回の接続機能の見直しで、費用配賦という形では同等性が確保されるということでも前進だと思いますけれども、それ以上にポートのほうのつなぎ方、それから接続をするときにどれくらいの容量のベースで行うのかというほうが、むしろ直接的な問題になるのかなと思います。これについては、行政指導等での対応を進めてございますけれども、今回の制度見直しに加えた形での措置を含めて、そういう方々の声にどこまで応えられるかということを進めていきたいと思ってございます。

それから、この件の前のコメントいただいた件ですね。県内通信と、もうちょっと広域の通信の関係ですけれども、平成9年に接続ルールを整備したときとの大きな違いというのは、ここで出てきている可能性はあるわけですが、今回はこの単位についての見直しは行わないという結論を出してございますけれども、ここのところ、トラヒックの状況だけを見るのがいいのかというのも、もうちょっとほかにも勘案すべき事項等あるかもしれません。そういうものも含めて、どういった単位で指定を行っていくのがいいかについては、これからも検証していくようにやっていこうと思いま

す。ありがとうございます。

○大谷委員 ありがとうございます。

○川濱部会長代理 ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

それでは、本件につきましては、当審議会への必要的諮問事項と諮問を要しない事項で構成されております。これらの報道発表及び意見招請等の取り扱いについて、総務省よりご説明をお願いいたします。

○大磯料金サービス課課長補佐 ご説明させていただきます。本件は、必要的諮問事項につきましては2回の意見募集、諮問を要しない事項については1回の意見募集ということで、いずれも総務省から行わせていただければという方向で考えております。それでよろしければ、意見募集を開始する旨の総務省からの報道発表は、本日この部会が終了後、行う予定であります。

意見募集の期間が終わった後、意見募集結果につきましては、特に必要的諮問事項に関する部分をご検討いただくため、接続委員会でまずご検討いただき、続きまして、本部会にもご報告して、ご審議いただくということで考えております。

○川濱部会長代理 それでは本件の報道発表及び意見招請については、総務省からの提案どおり、必要的諮問事項の部分も含め、総務省が実施することを当部会で決定し、当部会としては、諮問された案に対して提出された意見を踏まえ、必要的諮問事項については、接続委員会においても検討いただいた上で答申をまとめることにしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川濱部会長代理 よろしければ、その旨決定することといたします。

また、意見招請は、9月30日土曜日から10月30日月曜日まで、必要的諮問事項については、その後2回目の意見招請を、総務省において実施いただければと思います。

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款及び料金の変更の認可について【諮問第3097号】

○川濱部会長代理 続きまして、諮問第3097号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款及び料金の変更の認可について、総務省から説明をお願いいたします。

○藤野料金サービス課長 藤野でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元の資料、81-2と番号が振ってございますが、こちらに則してご説明させていただきたいと思います。資料の表紙をめくっていただきまして、まず諮問書がございます。その次の2ページ目に、申請概要がございます。これはNTT東日本・西日本から今月20日に申請があったものでございます。こちらの内容をご紹介する前に、背景をご説明させていただきたいと思います。

3ページから、参考資料とございますが、こちらに則してご説明させていただきます。

1ページ目、こちらはNTT東日本・西日本の電報サービスについてご紹介してございます。その次のページからですけれども、電報というのは、明治2年12月に、当時の民部省が始めた我が国の最初の電気通信サービスでございますけれども、こちらの2ページ、3ページのグラフは、電電公社時代から今日に至るまでの電報の発信通数の推移をご覧いただけるようになってございます。オレンジ色のグラフが一般的な電報、それから青色が慶弔の電報でございます。電話の普及に伴いまして、一般的な電報の通数が昭和38年にピークを迎えた後、非常に減少していくという傾向がございました。これに変わりまして、慶弔の電報が増えてきたわけですが、慶弔の電報のサービス自体は昭和11年に始まってございますけれども、昭和48年に一般電報よりもこれが使われるようになり、さらに増えていったということでございまして、その後の3ページをご覧いただきますと、これが平成3年にピークになるという状況だったわけでございます。平成4年に商用のインターネットサービスの開始がAT&T Jamps、それからIIZから行われたわけですけれども、インターネットを経由した電子メールが非常に普及してきたということで、その中で、この慶弔の電報も減ってきて今日に至っているという状況でございます。

前のページ、通しで言うと4ページ、右肩の番号で言うと1ページ目のほうに戻つていただきたいと思います。近年、この5年間ほどご覧いただきましても、NTT東日本・西日本の電報取り扱い件数は毎年10%ぐらい減少していくという状況にあるわけでございます。ただ、この中で黒字のサービス提供というのはわりと維持してきたわけでございますが、こちらも近年は段々苦しくなってきたということで、平成28年度はNTT東日本が赤字になってしまい、NTT西日本で利益が1億円という状況になっているわけでございます。今般の認可申請は、そういう中で費用の削減を行うためのサービスの見直しについて認可申請があったわけでございます。

ちょっと飛びますが、8ページをご覧いただきたいと思います。これが今回の認可申請の内容でございます。大きく分けて二つございます。一つは夜間の電話による受

付を廃止しようということでございます。これは図が左側にございますけれども、現行はインターネット、ウェブの受付というのは24時間やってございまして、これ自体は維持されるわけですが、電話での受付を朝の8時から夜の22時まで行うこととなってございますけれども、夜間の19時から22時の対応について廃止したいということが1点でございます。

それから、もう一つ、緊急定文電報というサービスがございます。これは後で例をご覧いただきますが、決まった定文のメッセージです。特に緊急に使われるようなものを用意されているわけですけれども、この定文で申し込んでいただくと、これを早くお届けすることができるサービスです。

具体的には、夜間受付等を行った場合でも、追加料金を2,000円払っていただくことで、その日のうちに届ける、あるいは早朝に届けるというサービスがございます。これも夜間受付、それから夜間及び早朝の配達を廃止すること、また、緊急定文電報のサービスも定文電報と改称したいということでございます。ただし、見直し後も、19時までに受け付けた定文電報の当日配達は引き続き行うということになってございます。

その次のページをご覧いただきたいと思います。通しの9ページでございますが、この見直しによって、NTT東日本・西日本では██████████ほどのコスト削減、コストの状況の改善を見込むと言っております。NTT東日本・西日本の赤字は、両者合わせて2億円ほどになっていますので、これだけでこの赤字が解消されるわけではありませんので、ほかに費用削減等の努力を行っていかなければなりません。そういう状況でございます。

その次のページ、全体の10ページ目をご覧いただきたいと思います。電報の申し込みから配達までを図であらわしたものでございます。電報の申し込みは、115番での対応等行っておりますけれども、電話で申し込むもの、ファクシミリで行うもの、それからインターネット経由で行うものでございますが、今般の見直しは電話での受付に関するものでございます。この受け付けた後は、これはIPベースになっていますが、VPNサービスの伝送路を経由して配達の箇所まで行くとなってございまして、そこから配達という手順で行われてございます。

次の11ページをご覧いただきたいと思います。この電報の受付を行っていますのは全国で9カ所と聞いてございます。このうち夜間の受付は6カ所、うち横浜は終日受付を行っているということで、こちらの費用削減を今回やっていきたいというものでございます。

その次のページ、今度受付の時間について模式図を書いてございます。左側が受付、それから右側が配達でございますが、今般の見直しについて模式的には書いてございますけれども、夜間の電話による受付を行わないことにするというのが左側、それから、右側は配達の関係でございますが、8時から19時までの受付分を当日配達すると、これ自体は維持するわけでございますが、それ以外のところで対応を緩めていくというようなことでございます。

こういったサービスの、もう少し具体的に見てみようということで、その次のページをご覧いただきたいと思います。こちら、委員限りで申しわけございませんけれども、電話の受付の実態でございます。ウェブの受付というのを表してございますけれども、これはかなり堅調に行われているわけですが、電話の受付自体はかなり減ってきているというのが実態としてあるということでございます。

それから、11ページ目でございます。こちらの受付の関係ですが、今度は時間ごとの対応についてご説明してございます。夜間の受付の対応自体が非常に減っているということをこのグラフで表してございます。青色のところがウェブでの受付でございます。黄色のところが電話の受付です。青のところは見直しませんが、黄色のところについて対応を変えていきたいというものでございます。

12ページ目をご覧いただきたいと思います。電報サービスの概要でございますが、上のほう、通常の電報が幾らで行えるかというものが書いてございます。現在、信書便法のほうで、特定信書便サービスというのがございますけれども、あちらは800円以上の付加価値サービスについて事業を行うことがどの事業者もできるようにしようといったものでございますので、ここにあるような通常電報の形が特定信書便のサービス事業者によってできるわけではございません。

それから通常電報のほかに、先ほど申し上げた緊急定文電報、無線電報というのがございます。

緊急定文電報についてご紹介したのが次のページでございます。こちらでいろんな定文、例えば、死亡、危篤、病気、けが、入院、事故、それから、災害に遭われた件の通知のための定文をNTT東日本・西日本でご用意されてございます。これについて、メッセージを指定することで、迅速な配達につなげるといったことを行っているわけでございます。そして、追加料金、これは現在2,000円必要ですけれども、これをお支払いいただければ、19時から22時の夜間の受付分であっても当日に配達するといったものの対応をしていたものでございます。

ただ、これが現在どれぐらい利用されているかというところでございまして、同じ

ページの下のほう、こちら、委員限りで申しわけございませんが、通数がございます。特に夜間、早朝配達というのは、かなり利用が少なくなっていることが、こちらでご覧いただけるかと思います。

それから14ページ目、通しでは17ページですが、ご覧いただきますと、夜間、早朝のみでなく、全ての緊急定文電報の通数でございます。参考として、折れ線グラフで携帯電話の契約数が書いてございますが、こういったほかの通信手段の普及に伴って、こちらも近年利用としては非常に減っているということがご覧いただけるかと思います。

最後に、制度関係についてご紹介しようと思います。通しの18ページをご覧いただきたいと思います。

電報のサービスでございますが、電気通信事業法の附則の5条という規定がございまして、この電報の位置づけについて書いてございます。現在、電気通信事業と見なして電気通信事業法の規律に係るとなってございますが、電報、国内、国際ございませけれども、人力への依存度が非常にある事業であるということですが、しかし、その中で最低限度の通信手段として、当分の間、全国をあまねく提供を確保していくこうという趣旨から、この電報のうちの、受付と配達の業務を当分の間は独占で行っていただくとなっております。これを提供する主体として、国内はNTT東日本・西日本、それから国際については、現在のKDDIが法定されているわけでございます。ただ、こういった独占を事業で行うわけですので、料金、それから契約約款については認可制をとるということになってございますので、今般、それで認可申請があったわけでございます。

それから、全国での提供の維持という意味では、業務区域も許可制となってございますので、こちらも電気通信事業の規律の中でそれを維持しようと配慮されるわけでございます。

これについての審査でございますけれども、通しのページの21ページ、22ページをご覧いただきたいと思います。制度としては、約款と料金表が分かれてございます。約款については、平成15年の電気通信事業法の改正で、基本的に電気通信サービスについては認可制というのはなくなったわけですが、電報については15年改正前の電気通信事業法が適用されることになってございます。これについて、審査事項が書いてございますが、1番から4番については特に問題ないと考えてございます。例えば、回線設備の使用の態様を不当に制限する、あるいは不当な差別的取り扱いを行うものではないと考えてございます。

最後の事項の利用者の利益の阻害がないかというところにつきましては、今般のサービスの縮小について利用者利便を低下させる部分があるというのは間違いないことでございますので、今般行っていただきます意見招請の結果等を踏まえて判断していきたいと考えてございます。

その次のページが料金の認可の関係でございます。こちら、平成10年の電気通信事業法改正で、料金認可というのは基本的に届出になったところでございますが、電報については例外的に改正前の規定が適用されることになってございます。こちらについて、料金表自体は緊急定文電報というくくりがなくなるために変更がございますが、従来の料金が基本的には適用されるというものでございますので、特に認可の審査上問題になることはないと考えてございます。

以上でございます。ご審議のほう、よろしくお願ひいたします。

○川濱部会長代理 ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○三友委員 三友です。

今、諮問された内容についてはそのままお認めしてよろしいと私は思いますけれども、この電報、あるいは電報類似サービスの市場というものを見たときに、以前、番号委員会で、115番の共用が認められて、今、3社が電話での115番の共用をしている状況であります。それと同時に、ネットでの申し込みがどんどん増えているというような状況で、NTT東日本・西日本の電報サービスそのものは右肩下がりになっています。表を見ると、主要9社のサービス内容が紹介されていますが、市場はかなり競争的になっているのではないかと考えることができます。もちろん、電報というサービスのくくりの中では、先ほどご説明がありましたように、電気通信事業法の中で独占であるということが認められているわけですけれども、しかし、今の電報、あるいは電報類似サービスの市場を見たときに、通信の中身だけではなくて、むしろ、通信プラス台紙、それから配達全部を含めてプライシングがなされてたりするわけであります。それと同時に、セーフティーネット的な電報の役割というのもかなり様変わりしているようですので、将来的に、こういった規制を課していることが適切なのかどうか、市場に任せることも1つの選択肢としてあるのではないかということもぜひ検討していただきたいなと思います。

以上です。

○藤野料金サービス課長 ただ今、三友先生にご指摘いただいたところは、資料の通りのページで言うと7ページ、右肩のところで言うと4ページ目でございますが、電

報のサービス、それから日本郵便におけるレタックスのサービス、それと、特定信書便事業の3号役務といつてございますサービスを比較してお示ししたものでございます。慶弔の関係を中心に、800円以上の付加価値的なサービスというのは、このように各社サービスの内容を競うような形が出てきているというのはご指摘のとおりかと思います。

他方で、800円にいかないような一般電報の料金の世界ですが、こちらは制度的にほかの事業者の参入を認めていないところはございますけれども、先ほどご覧いただきましたように、利用自体はかなり減っているというのが現状にあるかと思います。そういうことも踏まえて、サービス全般についての制度のあり方というのはよく検証していくつて、あまり必要でないような規制というのが行われることがないようにしていきたいと思います。ありがとうございます。

○川濱部会長代理 どうぞ。

○山下委員 今回、夜間の電話サービスが廃止されるということですが、これは時代の流れとして、コスト節約のためには仕方がないことだと思いますが、これを長期にわたってというのでしょうか、こういうふうに変わったということを周知して、そして、間違えて電話をしてしまった人が、それじゃあ、別の手段があるということがわかるように誘導してもらうということが大事ではないかと思いました。

それは当然のことですが、結局、電報を使うというのは、日常的な通信手段ではなくて、慶弔というか、特に弔電とかいうことになると年に何回もあることではなくて、しかも、あまり時間のない間にやらなければならぬことですので、電話をして、ああ、電話がつながらないと、そのときに一体どうするかということの誘導がスムーズになされていれば、ユーザーにとってはさほど不便がないということではないかと思いましたので、それを申し上げたいと思いました。

○藤野料金サービス課長 先生ご指摘いただきましたとおり、緊急時の通信手段として、電報サービスの意義というものが考えられているということだと思いますので、今回、利用者の利便自体は縮小していく案でございますけれども、これを認可しようという場合には、関連の周知等の徹底、利用者への対応をしていただくよう、総務省としてもNTT東日本・西日本のほうに求めていくというような対応をやっていきたいと思います。ありがとうございます。

○川濱部会長代理 どうぞ。

○吉田委員 吉田でございます。

今の山下委員からのお話とちょっと重なる部分もございますが、やはり祝電などの

電報を打つ機会なども減ってきて、それもほんとうに時代の流れを感じております。それで、夜間の電話受付の廃止というのもいたし方ないかと思っております。

それで、右肩の6ページ、左肩のページ数で言いますと、9ページに、先ほどお話をありましたように、周知ということで、許可申請にかかるこれまでの経過と今後のスケジュールについてということで書かれていますが、消費者の立場からお話しさせていただきますと、先ほど周知徹底というお話がありました。下から2番目に、1月月下旬に総務大臣認可という予定になっておりまして、1月をめどに見直し後のサービス提供開始となっております。12月から1月というのは、年末年始の休みなどがありますし、このスケジュールではちょっと短期間過ぎるのではないかなど感じております。ぜひ、少しゆとりを持った期間を設定していただいて、2月ごろにしていただくことを希望いたします。

○藤野料金サービス課長 今般、認可申請自体もあったわけでございますので、そういった申請を行っているということも含めて、周知を努めていただくということで対応していただいて、それから、そういう中でサービスの開始時期についてもお考えいただいくというふうな形にしていこうかと思います。ありがとうございます。

○川濱部会長代理 ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

これはいたし方のないところではあるけれども、やはり利便性が低下、そのためには周知等が必要だということが皆様のご意見かなという気はいたしました。しかし、時代の流れでしょうか、私が大学受験をする直前ぐらいから合格電報はなくなったと思います。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見招請は、9月30日土曜日から10月30日月曜までといたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川濱部会長代理 よろしければ、その旨、決定することといたします。

ウ 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス交付金制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3098号】

○川濱部会長代理 続きまして、諮問第3098号、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス交付金制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について、総務省から説明をお願いいたします。

○藤野料金サービス課長 藤野でございます。

今度は資料81-3をご覧いただきたいと思います。表紙をめくっていただきますと、まず諮問書がございまして、その次のページ、2ページ目に申請の概要がございます。電気通信事業者協会から今月20日に認可申請があったものでございまして、電気通信事業法に基づくユニバーサルサービス交付金制度の交付金、負担金の関連で認可を受けようというものでございます。

3ページから、認可申請の概要について、ご紹介してございます。まず、交付金の金額、それから交付方法、これは4ページでございます。交付の手段、銀行振込で行う、通知を行う等についての記載がございます。

6ページをご覧いただきますと、負担金の額がございまして、それから、負担金の関係の方法、手続について8ページに書いてございます。これにつきまして、どういった考え方で金額が計算されているのか等について、参考資料のほうでご紹介しようと思います。

11ページをご覧いただきたいと思います。11ページは表紙ですので、その次の12ページをご覧いただきたいと思います。

平成28年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス、基礎的電気通信役務と言ってございますが、こちらの収支表をご覧いただきたいと思います。28年度の両者の、いわゆる赤字額がこうなっているということをご紹介してございます。

加入電話で申し上げますと、この表にございますけれども、NTT東日本で382億円の赤字、NTT西日本で401億円の赤字、それから、第一種公衆電話については、NTT東日本で20億円、NTT西日本で18億円の赤字となってございます。これらを合わせますと、NTT東日本で402億円、それからNTT西日本で419億円の赤字になってございます。

NTT西日本については、後でご紹介しますが、単純な赤字額に加えまして、熊本地震の関係での特別損失についてもこちらに加えてございます。

このうちの一部について、交付金で赤字を補填しようというのがこちらに制度でございまして、これに基づいて認可申請があったものでございます。この金額の考え方についてご紹介したいと思います。

13ページをご覧いただきたいと思います。補填は加入電話の基本料、緊急通報、それから公衆電話といったものについてそれぞれ算定してございます。13ページでご紹介しているのは、このうちの加入電話の基本料についての考え方でございます。真ん中あたり、収益、原価についての表がございますが、収益は基本料による収益、それから、原価のうち管理部門とございますのは、NTT東日本・西日本の両者の管理部門の関係でLRICモデルで算定した原価が書いてございます。それから、利用部門のほうは、これは実額でございます。これを見ると、赤字がこのように出ているということで、一番右側の表、加入電話回線数でございますが、数としては4,500万回線という表示がございます。これは実際のメタルの回線に加えて、平成18年4月1日以降に、メタルの回線からIP電話に移行していった分というもので、それを合わせた回線数になってございます。これについての赤字が、このようにLRICモデルを使うと算定されるということをご紹介していますけれども、このうちの一部について補填を行うということで、その一部について費用を圧縮しているのが下の表でございます。

具体的には赤字というか、採算が見込まれないような地域、費用が高い地域のほうに圧縮して、全体で4.9%となるわけですけれども、こちらに圧縮すると、加入電話の回線数で言うと、下の表の一番下のところですが、222万回線相当分と出てまいります。これについて、赤字のうちの一部、基準原価といって、1回線辺り1,757円と設定していますけれども、これを超える部分について集計したのがこちらでございます。全体で29億円となっておりまして、これが基本料で賄う分についての補填を今般しようという金額の総額でございます。

次のページをご覧いただきますと、今度は緊急通報、警察、消防機関等に対して110番、あるいは119番等を使って通報していただく分のコストの関係でございます。まず、真ん中の表をご覧いただきますと、先ほどと同じようにLRICのモデルも使って、警察、あるいは消防機関等の引き込み回線に係る赤字額、この収益をこの機関から得ておりませんので、原価がそのまま赤字になるわけですけれども、これを算定してございます。

こちらで見ると、1,933万回線からの緊急通報についての数字が出ているわけですけれども、これも先ほどの基本料と同じように4.9%のエリアに圧縮して算定

します。その圧縮した結果が下の表になってございます。こちらをご覧いただきますと、94万7,000回線からの緊急通報に対応する警察や消防機関等の引き込み回線の費用がL R I C モデル等を使うと6,100万円になるということで、これを補填すると計算されているわけでございます。

その次のページをご覧いただきますと、今度は公衆電話の関係でございます。公衆電話のうちの市内通信の関係、それから離島特例通信といいまして、離島がある場合に、一番近接するところ、例えば佐渡島だったら新潟市をすぐ隣にあるとみなして通話料を安くしているわけですが、そういう地域についても同じように補填対象を計算しているところでございます。

第一種公衆電話というのは、市街地ですと500メートル四方、それ以外の地域ですと1キロメートル四方に1台は設置するというポリシーのもとで設定されている公衆電話のことであります。現在は、これが上側の表の右端に出てくるわけですけれども、11万台設置されてございます。公衆電話全体では17万台あるので、そのうちの11万台が最低限の対応を行うということで設置されているものとお考えいただければと思います。こちらの市内通信に係る赤字額というのが、上側の表でご覧いただけますように、NTT東日本・西日本合わせて36億円となってございます。それから、離島特例通信に関する赤字額というのが、今度は下側でございますが、600万円となってございます。こちらを補填の対象額に含めるとなってございます。

それから、その次のページでございますが、公衆電話からも緊急通報は行っていたたくことができるようになってござりますので、この場合の緊急通報先の引き込み回線についての赤字額を同じように算定してございます。こちらが200万円となってございます。

そういうふうに算定された補填対象額というものを全部アグリゲートしたのが17ページの表でございまして、赤で囲ったところです。65億2,000万円というものが全体の額になってございます。この金額と、TCAで行う支援業務の費用が6,600万円と見込まれてございますけれども、これを足して、それから前年度からの繰越額を引いた分というのが実際の交付金の対象額となるわけでございます。これが電話番号の数によって幾らと接続電気通信事業者の皆様に転嫁することになってきますので、その金額をここでは計算してございます。

今申し上げた計算をすると、2,10331円ということで、2円というのが具体的には来年のユニバーサルサービスの負担金相当ということで、電話利用者の方にビルで示せるというわけです。これが2円となってございます。

先ほど、熊本地震の関係に触れましたので、こちらについてもご紹介します。その次の18ページをご覧いただきたいと思います。基礎的電気通信役務に係る災害特別損失の金額というのは費用の中では計上されませんので、そのままほっておくと、ユニバーサルサービス交付金の対象になりませんが、今回、許可申請をNTT西日本からいただくという形で、これをこの交付金の中でカバーするような措置を認めるとしてございます。

ただ、具体的な金額はかなり小さくなりまして、参考のところをご覧いただきたいと思いますが、基礎的電気通信役務に限って原価への影響というのが2,300万円、これがさらに補填額になると6,000円になってしまうということで、金額自体は小さいですが、こういった考え方をとっていくということで許認可の対応を行っていきたいと考えてございます。

内容といたしましては、決まったやり方で適切に算定されて、それから、関係の手続についても定められていると考えられると思ってございます。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○川濱部会長代理　　ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問、ございませんでしょうか。

どうぞ。

○佐藤委員　　二点ほど質問させていただきます。ユニバーサルサービスの補填額を計算するときに、コスト算定が大事だと思います。コストはモデルで計算している部分と、実費用を使った部分があると思いますが、ユニバーサルサービスにおけるモデルの算定について、質問させて頂きます。データの入れ替え（再計算）は、毎年行うのか、あるいは数年おきなのか。

もう一点、考え方の確認になりますが、一般的にPSTNの実費用とモデル計算値を比べていくと、償却が済んだり投資を抑えていたりすることにより、実費用が下がり始めて、相対的に、実際のネットワークに対するモデル計算値の方が高くなる傾向があると考えられます。ユニバーサルサービスコストのモデルによる算定において、このようなことが起こり得るのでしょうか。そういう意味で、実費用がモデル計算値に対してどのような相対関係にあるのか。例えば、加入電話等の実費用とモデル計算費用との関係について、過去5年間ぐらいどのような推移であるのか、教えて頂きたいと思います。すぐ数字が出なければ後で送っていただければと思います。

また、ユニバーサルサービスの対象について、ヨーロッパの議論では、ユニバーサルサービスの対象から、公衆電話を外すという議論をしていると思いますが、総務省

としては、例えばヨーロッパで、ユニバーサルサービス対象から公衆電話を既に外した国とか事例について、何か確認しておられますか。もしございましたら教えていただきたいというのが2つ目の質問になります。

○藤野料金サービス課長 二点ご質問いただきましたが、モデルと実費用の算定の関係です。このユニバーサルサービスの関係で出てくる費用といいますのは、結局加入者回線のところ、それから、公衆電話のところが基本になりますので、接続料の動向なんかをご覧いただいても分かりますが、実費用としては、ちょっと需要が減った分上がる傾向になっているというのは間違いないところです。モデルとの対照については、ちょっと整理してご覧いただけるようにしようと思います。

それから、海外の公衆電話の関係です。私ども、詳細に調べ切っているわけじゃないので、手元にあるものとかで整理できればこれもお届けしたいと思いますが、我が国についていえば、公衆電話はむしろ、こういった交付金の制度でもできるだけ赤字のフルコストに近い形で補填し、それから、災害時の役割等もそれなりに注目されていることもあります、これもできれば当面の間は維持していきたいと考えてございますので、この制度的な対応、その運用についても、そういった考え方で当面はいきたいと考えてございます。

○川濱部会長代理 ほかにご意見、ご質問、ございませんでしょうか。

どうぞ。

○三友委員 三友です。

今、佐藤委員がご質問された2つ目の件は、実は以前開催されていたユニバーサルサービス政策委員会の中でも、もう公衆電話はいいのではないかという議論は正直言ってありました。ただ、その後に、東日本大震災がありまして、やはり公衆電話の役割というのは一定程度あるということで、それ以降、議論がないというのが現状だと思います。

それから、私から二点よろしいでしょうか。一点目は、確認ですが、来年度に関しては、12カ月を通して2円でいくという理解でよろしいのかどうかということです。

それから、もう一点は、まさに言わずもがなのことですが、制度ができてからかなり時間がたっておりまして、その間の技術の変化というのも当然あるわけあります。したがいまして、この制度を何らかの形で見直していく必要があるとは思いますが、今どのように見直すかについて答えがあるわけではありませんが、しかし、将来に向けての検討をぜひお考えいただければと思います。

以上でございます。

○藤野料金サービス課長 三友先生から二点ご指摘いただきました。

まず、最初の点から申し上げますと、番号あたりの単価、これは通年で、2円になっていくのだろうかということでございますが、現在の見込みで言うと、おそらくそうなるだろうかということで考えてございます。

それから、2点目の制度の見直しの関係でございますが、メタルでアナログの固定電話という、ユニバーサルサービスで維持するべきものと今考えられている制度について、これからずっと永続的に続くとは到底考えられないと思っております。この固定電話の提供の手段として、IP化というのがありますけれども、特にアクセス回線のところです。メタルではなくて光ファイバー、あるいは無線というのが使われていくのではないかということはこれまでも議論され、そして、実際に光については提供が行われており、それから無線についても、やり方について検討している内容をNTT東日本・西日本から審議会の場でご紹介いただいたこともございました。そういう流れなんかも踏まえまして、ユニバーサルサービスの制度の中で維持していく形、提供されるものとしては固定電話かもしれません、技術的手段というのはこれまでのだけじゃないんだろうということを含めた検討、それから、具体的にどういうものについて支援を行っていくのか、現在よりももうちょっと柔軟に考えていいのではないかという文脈になると思います。これについては、あまり遠くない時点にしようと思いませんけれども、できるだけ早い段階で検討体制というのを立ち上げて、そして、具体的な道筋を考えていきたいと思ってございます。ありがとうございます。

○川濱部会長代理 ほかにご質問、ご意見、ございませんでしょうか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、 詮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見招請は、9月30日土曜日から10月30日月曜までといたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川濱部会長代理 よろしければ、その旨、決定することといたします。

(2) 報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成28年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について

○川濱部会長代理 続きまして、報告事項に移ります。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成28年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について、総務省から説明をお願いいたします。

○藤野料金サービス課長 藤野でございます。

今度は資料81-4をご覧いただきたいと思います。NTT東日本・西日本からいただいた報告の関係ですが、表紙をめくっていただきまして、1ページ目、報告概要のところに経緯とございます。

交付金の制度の具体的な運用が回り始めたというのが平成18年度だったわけでございますが、当時の情報通信審議会から、LRICで算定される管理部門ではなくて、実際のコストがかかるのは利用部門のところですが、この費用の経営効率化等について、NTT東日本・西日本への報告を求めるという要望がございました。これを受けまして、当時の総合通信基盤局長名でNTT東日本・西日本に求めてございまして、今般、平成28年度実績について報告が参りましたので、この概要を紹介させていただこうと思います。

同じページの真ん中のところからでございますが、本年8月31日に報告がございまして、NTT東日本では7.2%、NTT西日本でも7.3%の効率化を行ったという報告がございました。これは18年度からおおむね7%という水準はずっと維持されてきて、今般もこういった形で行われたということでございます。具体的な実績の数値というのは、その次の表にございますけれども、取り組み内容について下のほうに書いてございますので、こちらを紹介させていただきたいと思います。

NTT東日本では、人員数の削減が3万人から2万8,000人への縮小が行われたと。それから、NTT西日本では同様に、2万9,000人から2万7,000人という形で行われたということでございます。

それから、業務の集約等についてでございますが、NTT東日本では、116の業務の拠点の集約を行っているということでございまして、従前13カ所の拠点があったわけですが、このうちの■と■を削りまして、11カ所にしたという報告がございました。

それから、NTT西日本のほうでは、116の業務について、1カ所拠点を減らしたということで、30カ所から29カ所になったと。具体的に減らしたのは■だったわけですけれども、という報告がございました。これに加えて、料金業務に係る拠点についても集約を行ったということで、従前38カ所あったのが35カ所になったということでございます。こちら、実は1拠点を増やしたというのがございましたが、

4カ所の拠点を減らしたということで、プラスマイナス3拠点減らしたということでございました。

それ以外の対応でございますが、その次のページをご覧いただきますと、資産のスリム化という欄がございます。自社の資産を集約化してきた空きスペースの貸付を行なうということで、例えば事務所やコンビニエンスストアといった店舗に活用をしていただくというような形での貸付等が行われるということでございました。それから、社宅を集約するということで、今度社宅の廃止というのがNTT東日本・西日本合わせて4件ほどあったということでございます。

これ以外の対応で、その他でございますが、料金請求、これは従前の封書から圧着はがきになってございますけれども、さらにピーリングサービスというのも増やしているということで、まだパーセンテージ的にはNTT東日本・西日本合わせて■%ですので、大きな比率になってございませんが、これを増やしているというような対応についてご報告がございました。

市場環境の変化、競争の進展が収支に及ぼした影響、これも報告をまとめてございますので、下の表にございますが、影響額についてご報告いただいてございます。

以上でございます。

○川濱部会長代理 どうもありがとうございました。ただいまのご説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

閉　　会

○川濱部会長代理 特にご意見、ご質問ございませんようでの、以上で本日の審議は終了いたしました。委員の皆様から何かございますか。

事務局からは何かございますか。

○東情報流通行政局総務課課長補佐 事務局のほうから1点報告させていただきます。次回の電気通信事業部会の日程でございますが、11月下旬の開催を予定しております。日程等詳細につきましては、また別途ご連絡を差し上げますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○川濱部会長代理 それでは以上で、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。
(以　上)